

# 香川県イノシシ適正管理計画

(特定鳥獣保護管理計画)

平成 24 年 3 月

香 川 県

# 目 次

1	計画策定の背景及び目的	1
2	適正管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	適正管理が行われるべき区域	1
5	イノシシを取り巻く状況	2
	(1) 生息環境	
	(2) 捕獲状況	
	(3) 農作物被害及び被害対策	
6	前管理計画に基づく対策の状況	14
	(1) 狩猟期間の延長	
	(2) 休猟区における特例制度の活用	
	(3) 猟法の禁止の一部解除	
	(4) 狩猟免許取得の推進	
7	適正管理の目標	15
8	目標を達成するための対策	16
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 捕獲の推進	
	(3) 生息地の整備及び管理	
	(4) 被害対策	
	(5) 指導者の養成	
	(6) 市街地における対策	
9	その他適正管理のために必要な事項	22
	(1) モニタリング等の調査研究	
	(2) イノシシ対策の啓発	
	(3) イノシシの有効利用	
	(4) 関係者の協力等	
	資料編	25

## 1 計画策定の背景及び目的

イノシシ (*Sus scrofa*) は、日本に古くから生息し、食肉を目的とした狩猟の対象であると同時に農作物に被害を及ぼす害獣でもある。

県内でのイノシシ捕獲数（狩猟＋有害鳥獣捕獲）は、1980年代には年に数頭であったが1990年代後半に入ってから急増し、2005年度には3,000頭を超え、2010年度には初めて5,000頭を超えた。

また、イノシシによる農作物被害は、1996年ごろから県南部の中山間地域で急激に増加し、2002年度に被害額が初めて1億円を超えた。その後、2006年度から2009年度までは1億円を下回ったものの、2010年度は再び1億円を超えた。

農作物被害は、丹誠込めた作物を収穫直前に食害されることから、経済的損失に加え、耕作者の心理的な負担が大きい。また、畦畔の掘り起こし、ため池・用排水路の損壊など農業施設への被害も発生しており、中山間地域等の振興上の深刻な問題となっている。

これまで、県においては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）第7条第1項の規定に基づき、2005年にイノシシに係る保護管理計画を策定して、捕獲の推進や被害対策等に取り組んできた。また、2007年には計画を更新し、被害の低減に一定の成果をあげてきたところである。

しかし、最近では、イノシシの市街地への出没事例が増加し、人身被害も発生するなど生活環境被害が大きな社会問題にもなっている。

このような中、引き続き捕獲圧を高め、特に加害するイノシシを対象とする捕獲を強化して個体数管理を行うとともに、生息状況や農業被害の発生状況を踏まえた被害対策や生息環境の整備等を実施し、農業被害と生活環境被害を低減して、人とイノシシの共生を図るため、本計画を策定する。

## 2 適正管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

## 3 計画の期間

2012年（平成24年）4月1日から2017年（平成29年）3月31日までとする。

なお、計画期間内であっても、生息状況又は社会状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて改正を行うものとする。

## 4 適正管理が行われるべき区域

香川県全域。

特定鳥獣保護管理計画においては、地域個体群を単位として保護管理を行うこととされているが、本県では、イノシシは県内に広く連続して分布しており、被害地域も県全域に及んでいることから、本計画においては、地域個体群区分は設定しない。

## 5 イノシシを取り巻く状況

### (1) 生息環境

#### ① 地形

本県は、四国の東北部に位置し、東西に細長い半月形を成し、南・東部は讃岐山脈をはさんで徳島県と、西部は愛媛県と接している。面積は1,876 km<sup>2</sup>で、全国の都道府県の中で最も狭い。

南部の標高500～1,000mの山々からなる讃岐山脈から緩やかに傾斜した讃岐平野が北部に広がり、大小110余りの島々が点在する瀬戸内海に続いている。平野部から島しょ部にかけては、比較的標高の低い台地状や円錐状の孤峰が多数見られ、変化に富んだ地形が形成されている。

また、河川のほとんどは讃岐山脈に水源を発し、山間部では急勾配で流れ、平野部では天井川となって扇状地を形成し、瀬戸内海に流れ込んでいる。流路延長が短く、かつ温暖少雨という気象条件下で水量が乏しいことから、満濃池をはじめとする大小14,600余りのため池が作られている。

#### ② 気候

本県の気候は、瀬戸内式気候に属し、雨が少なく、温暖で日照時間が長い。

年間降水量の平年値（1981～2010年の平均値、高松市）は1,082.3mmと、全国平均の1,610.6mmと比べると約3分の2で、月別では6月に最も多く、12月に最も少ない。

月平均気温の平年値（高松市）は、8月が最も高く28.1℃で、1月が最も低く5.5℃であり、年平均気温は16.3℃である。

日照時間の平年値（高松市）は2,053.9時間で、全国平均の1,897.4時間を大きく上回っている。

#### ③ 植生の状況

本県は、古くから人間活動が盛んに行われてきた結果、自然植生が県土面積に占める割合は0.4%とわずかで、その主なものは、讃岐山脈の尾根部に残されたブナ林やイヌシデ林などの温帯性の森林、鎮守の森など社寺林として維持されてきた暖帯性の森林、自然海岸に分布する海浜植生である。一方、人間の営みによって形成され維持されてきた二次林、水田・畑地、ため池などの二次的自然環境は、県土の約65%を占めている。

#### ④ 森林の状況

本県の森林面積は87,572ha（2012年）で、森林率は約47%である。また、そのうち民有林のスギ・ヒノキ人工林は12,834haで、その人工林率は約16%である。こうした本県の森林の状況は、四国が全国でも有数の森林地域（林野率74%）で、かつ人工林地帯（人工林率61%）であることと比較すると、四国の中では森林、人工林が少ない地域である。

また、本県の森林の特徴は、かつてはマツ林が森林の大半を占めていたが、松

くい虫被害の蔓延によりマツ林からアベマキ・コナラ林やアラカシ・クスノキ林への植生遷移が進行し、現在ではイノシシの食性に大きく関係する堅果類(ドングリ)の供給源となる広葉樹林が大半を占めていることである。

また、松枯れの進行と並行して管理放棄された竹林が拡大しており、竹林面積は約3,000haで、10年前に比較して約1.5倍になっており、その竹林の放置がイノシシの生息拡大と関係していると言われている。

⑤ 耕作放棄地

耕作放棄地は、人間の活動域を後退させ、イノシシにとって身を隠す場所でありヌタ場（体表についているダニ等の寄生虫や汚れを落とすために泥を浴びる場所）でもある。また、耕作放棄地に残っているクズやススキの根は餌となり、かつ、餌場となる田畑に近いため、その拡大は、イノシシの分布の拡大を促していると言われている。

本県の耕作放棄地面積は2,835ha（2010年）で、1985年の2.2倍となっている。

（表1）

市町別でみると、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町及び宇多津町を除く12市町で2倍以上増加している。（図1）

表1 耕作放棄地面積の推移

年		農家戸数(戸)	放棄地面積(ha)
1985	総計	6,894	1,288
1990	総計	11,110	2,434
	田	3,803	462
	畑	6,031	1,049
1995	総計	9,274	2,233
	田	4,004	529
	畑	4,664	895
2000	総計	12,646	2,921
	田	6,395	846
	畑	5,347	977
2005	総計	11,128	2,681
2010	総計	10,811	2,835

（農林業センサス結果から作表）

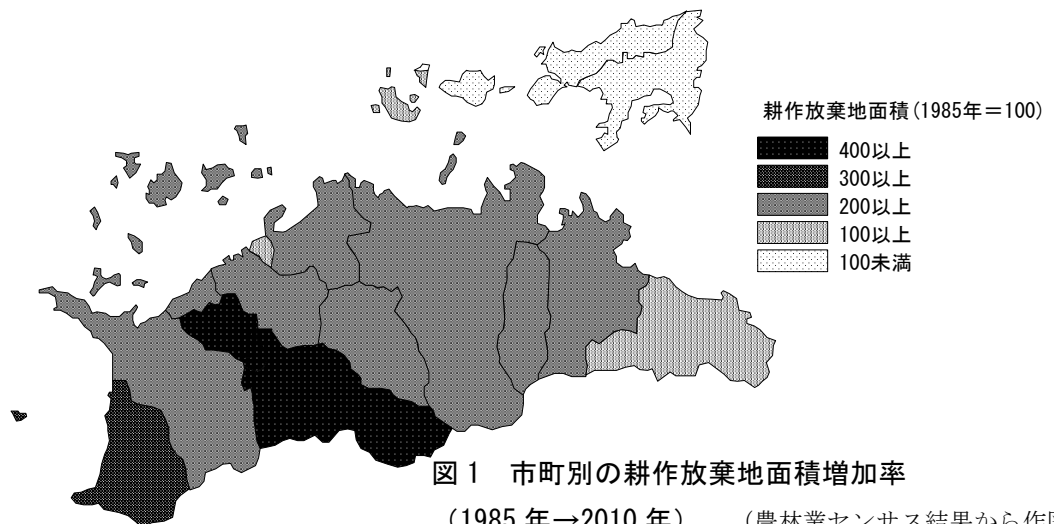


図1 市町別の耕作放棄地面積増加率

(1985年→2010年)

(農林業センサス結果から作図)

## (2) 捕獲状況

### ① 狩猟者の登録件数の推移

狩猟を行うためには、狩猟免許を受けるほか、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を行う必要がある。本県の狩猟者登録件数は、1978年度の3,471件をピークに減少傾向にあり、2011年度は1,462件（うち、県内者1,390件、95.1%）と、ピーク時の42.1%になっている。

登録種別でみると、銃猟登録数が1978年度をピークに漸減しているのに対し、網・わな猟登録数は1990年代後半から漸増している。

また、2007年度から網猟免許とわな猟免許が分離されたことにより、わな猟の狩猟登録者が増加している。（図2）

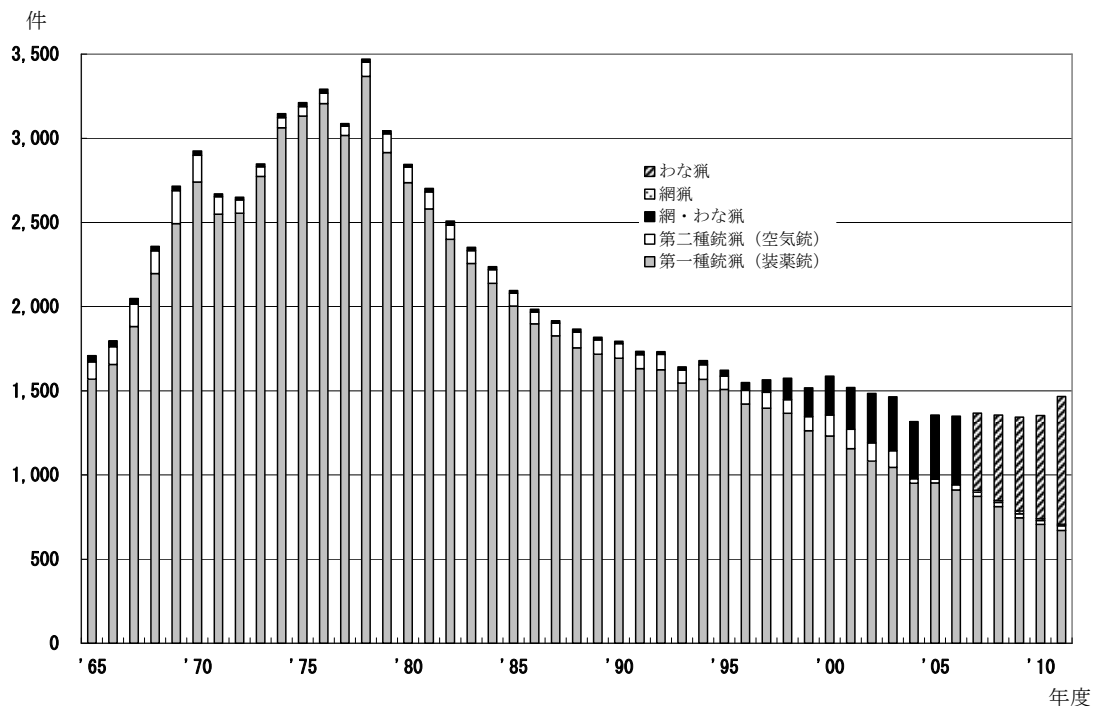


図2 狩猟者登録数の推移

（鳥獣関係統計から作図）

### ② 狩猟者の年齢構成の推移

年齢別狩猟免許交付数の推移をみると、1980年代半ばから20歳代が急減し、2011年度には全体のわずか1.3%となった。一方、60歳代以上が全体の65.3%を占めており、狩猟者の高齢化が進んでいる。（図3）

以上のとおり狩猟者数の減少にもかかわらず、次の③に示すように捕獲数は大幅に増えている。これは猟友会員の努力によるところが大きいですが、高齢化の現状をみると、今後とも捕獲圧を維持していくためには、より若い世代の狩猟者の確保が喫緊の課題である。

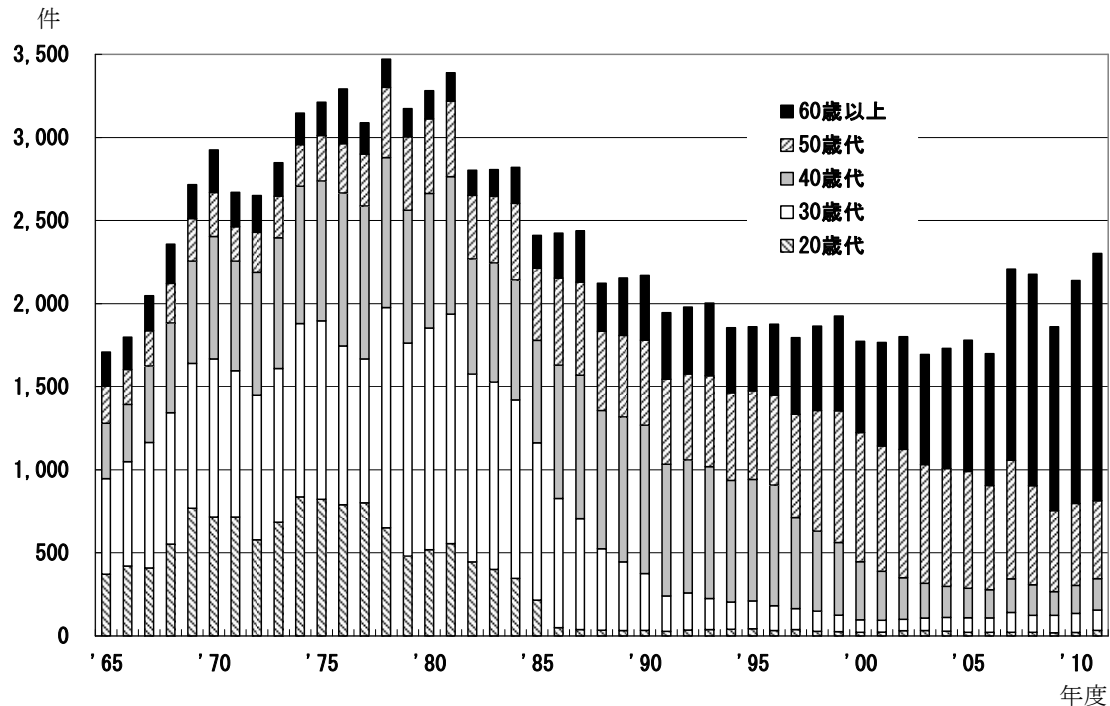


図3 年齢別狩猟免許交付数の推移  
(鳥獣関係統計から作図)

③ 捕獲数の推移

本県のイノシシ捕獲数（狩猟＋有害鳥獣捕獲）の推移をみると、1979年に狩猟で8頭捕獲の記録を除けば、1980年代までは毎年0～3頭であった。1990年代後半に入ってから急増し、2010年度は5,493頭であった。（表2、図4）

狩猟による捕獲頭数の推移は、銃猟、わな猟ともに増加傾向にあり、特にわなによる捕獲頭数は顕著に増加してきた。わなによる捕獲は1997年に初めて銃猟を上回ったが、その後も捕獲頭数と割合を増加させ、2010年では狩猟による捕獲頭数の85%を占めている。これはイノシシを狩猟対象にしたわな猟免許所持者が毎年増加し、全県的に捕獲圧が高まった結果である。

有害鳥獣捕獲による捕獲頭数の推移は、2004年に879頭まで年々急増した後は2006年まで減少に転じたが、2007年以降再び急増し、2010年には1,893頭と過去最高を記録した。これは2010年にイノシシによる農作物被害が頻発し、被害対策として積極的に有害鳥獣捕獲を実施した結果と考えられる。

表2 狩猟及び有害鳥獣捕獲によるイノシシ捕獲数の推移 (単位: 頭)

年度	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
狩猟	0	2	3	0	1	2	0	1	0	1
有害	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
計	0	2	3	0	1	2	1	1	0	3
年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
狩猟	10	11	23	48	113	137	212	405	611	757
有害	0	3	0	6	4	28	34	85	169	324
計	10	14	23	54	117	165	246	490	780	1,081
年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
狩猟	1,245	1,429	1,405	1,989	2,264	2,243	2,453	2,561	2,880	3,600
有害	395	575	550	879	788	714	877	947	1,186	1,893
計	1,640	2,004	1,955	2,868	3,052	2,957	3,330	3,508	4,066	5,493

(鳥獣関係統計から作表)

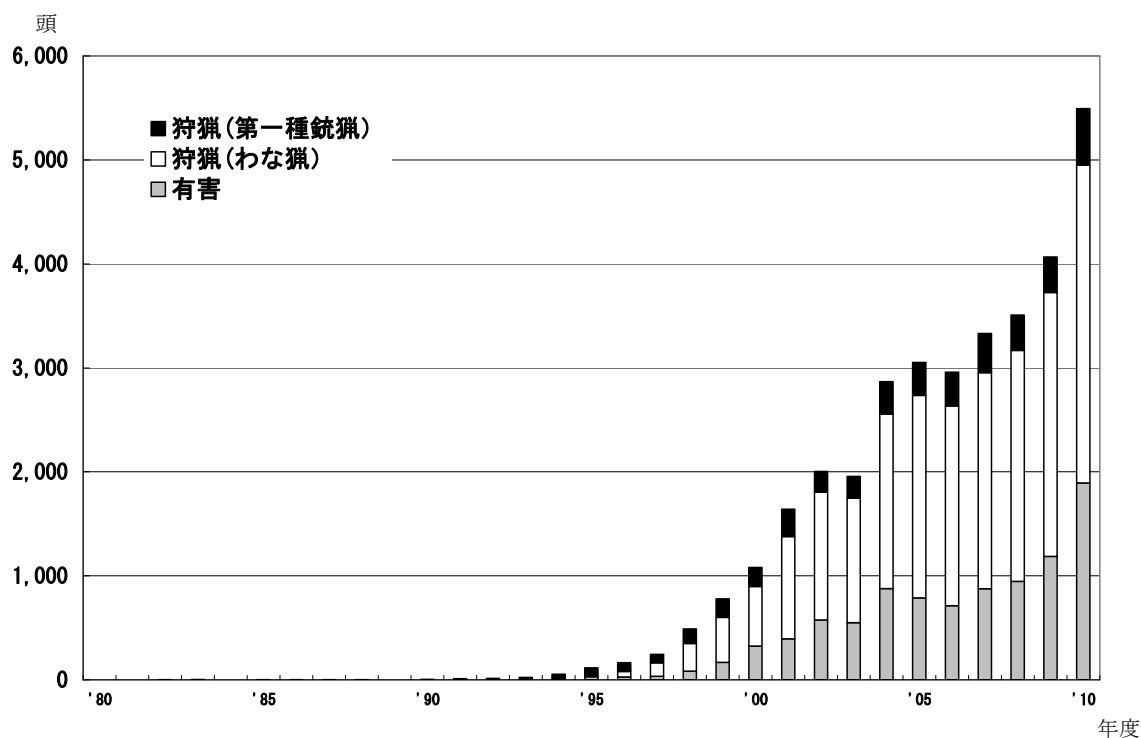


図4 狩猟及び有害鳥獣捕獲によるイノシシ捕獲数の推移

(鳥獣関係統計から作図。有害は猟法の区分なし。)

④ 生息範囲の拡大と捕獲地域の推移

本県におけるイノシシの生息範囲は、1990年以前には徳島県及び愛媛県との県境に接する一部の地域でしか捕獲できなかったが、1990年代前半には讃岐山脈のほぼ全域に、同年代後半には讃岐山脈北部の丘陵地にまで生息範囲を拡大した。

(図5)

2000年以後も平野部に点在する山々にもその範囲を広げ、2004年には五色台に、



2006年には庵治半島に、2008年には荘内半島にも生息するようになった。このころから島しょ部の一部でも目撃例が相次ぎ、2009年には小豆島で相当数のイノシシの生息が明らかになった。2010年からは市街地への出没事例が多発し、人身事故も発生するようになった。

県内における捕獲地域の特徴は、讃岐山脈北部の丘陵地帯において捕獲頭数が多いメッシュが東西に連なる形で広がっていることである。前述の5(1)④⑤のとおり、この原因としては、これらの地域において、森林部での松くい虫被害の蔓延により、イノシシの生息に適さない林床植生の乏しいマツ林から、イノシシの食性に大きく関係する堅果類（どんぐり）の供給源となる広葉樹林に加え、管理放棄された竹林、耕作放棄地の拡大も加わり、イノシシの生息に適した環境に変化したことが考えられる。（図6）

また、イノシシによる農作物被害が顕著になった1990年代後半以降、自衛目的で狩猟免許（わな猟）を取得する農業者が増加したことなどから、これらの地域での捕獲圧が他地域に比べ高くなっていることも要因の一つであると考えられる。

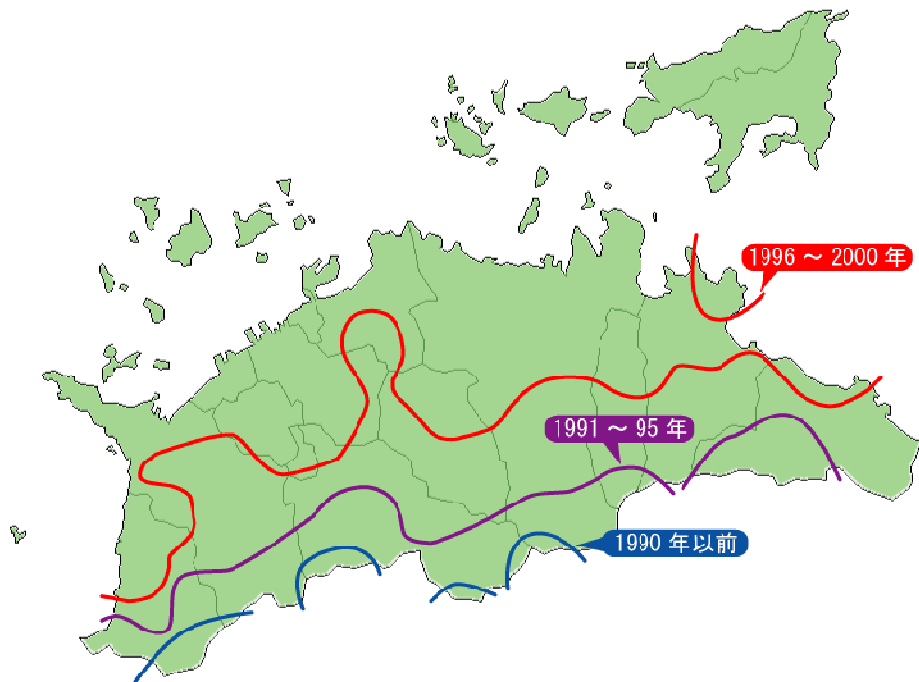
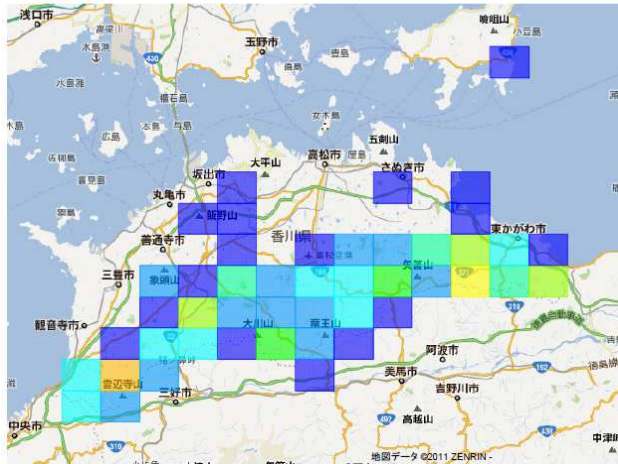
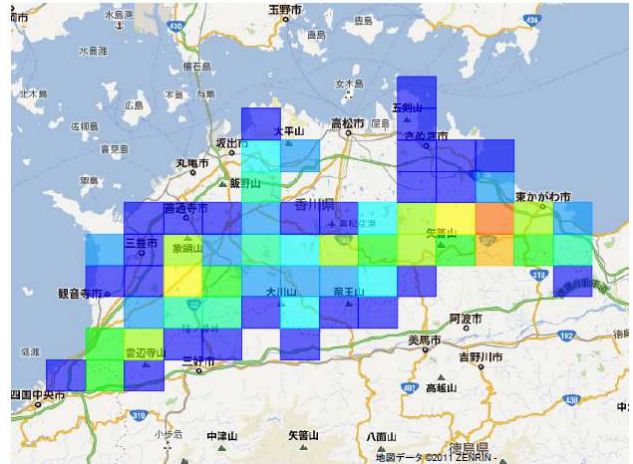


図5 県内で初めてイノシシが目撃された年  
(平成12年度香川県イノシシ生息調査報告書から作図)

2002年度狩猟数と有害捕獲数



2006年度狩猟数と有害捕獲数



2010年度狩猟数と有害捕獲数

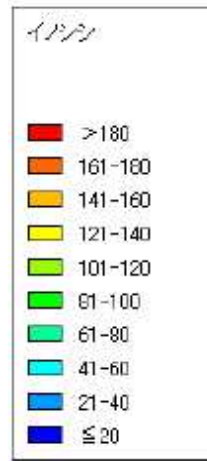
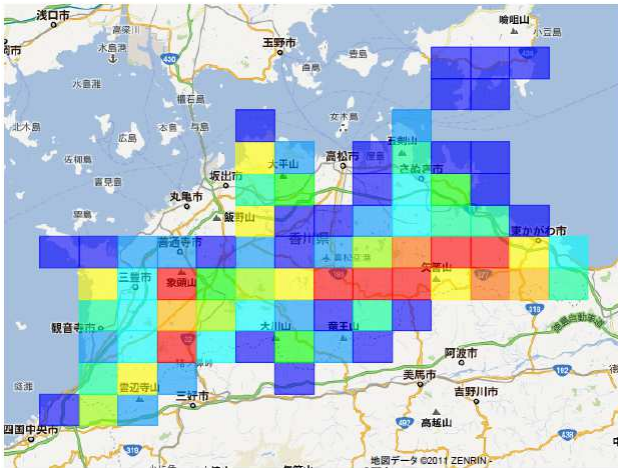


図6 捕獲場所の推移  
(鳥獣関係統計から作図)

(3) 農作物被害及び被害対策

① 農作物被害面積及び被害額

鳥獣による農作物への被害は、被害面積、被害額とも 2000 年代以降は概ね減少傾向にあるが、鳥獣の種類ごとの割合は、2004 年度以降は、被害面積、被害額ともイノシシが最も高くなっている。(2007 年の被害面積は除く。表 3、表 4)

イノシシによる農作物被害面積は、2005 年度に 491ha と最高値を示した後、200ha 前後で推移している。作物別に見ると、水稻の割合が一番高い。

被害額は、2005 年度まで増加傾向を示した後、7,000 万円前後で推移していたが、2010 年度は 1 億 4,511 万円と増加した。作物別に見ると、水稻の割合が一番高いが、最近は果樹類の割合も高くなっている。また、被害地域は本県全域に広がっている。(表 5、図 7～図 9)

表 3 鳥獣別農作物被害面積の推移 (面積単位：ha 割合：%)

鳥獣	2002		2003		2004		2005		2006	
	面積	(割合)	面積	(割合)	面積	(割合)	面積	(割合)	面積	(割合)
イノシシ	308.9	(33.2)	312.7	(34.6)	333.0	(34.7)	490.9	(50.6)	264.0	(39.6)
サル	49.8	(5.3)	56.8	(6.3)	60.7	(6.3)	72.9	(7.5)	94.7	(14.2)
シカ	12.7	(1.4)	22.3	(2.5)	34.3	(3.6)	23.3	(2.4)	38.9	(5.8)
アライグマ	—	—	—	—	0.3	(0.0)	0.5	(0.1)	1.3	(0.2)
その他獣類	12.5	(1.3)	11.4	(1.3)	3.3	(0.3)	3.6	(0.4)	3.8	(0.6)
獣類計	383.9	(41.2)	403.1	(44.5)	431.6	(45.0)	591.2	(61.0)	402.7	(60.4)
カラス	206.2	(22.1)	313.4	(34.6)	177.6	(18.5)	128.8	(13.3)	155.8	(23.4)
スズメ	210.8	(22.6)	121.1	(13.4)	303.8	(31.7)	211.6	(21.8)	84.7	(12.7)
ムクドリ	19.9	(2.1)	14.1	(1.6)	12.6	(1.3)	18.1	(1.9)	15.9	(2.4)
ヒヨドリ	67.2	(7.2)	40.1	(4.4)	26.9	(2.8)	10.9	(1.1)	4.2	(0.6)
その他鳥類	43.2	(4.6)	13.1	(1.4)	6.2	(0.6)	8.8	(0.9)	3.0	(0.5)
鳥類計	547.3	(58.8)	501.8	(55.5)	527.1	(55.0)	378.2	(39.0)	263.6	(39.6)
合計	931.2	(100.0)	905.0	(100.0)	958.7	(100.0)	969.4	(100.0)	666.3	(100.0)

鳥獣	2007		2008		2009		2010	
	面積	(割合)	面積	(割合)	面積	(割合)	面積	(割合)
イノシシ	122.7	(28.4)	200.2	(40.1)	159.5	(36.0)	211.2	(38.8)
サル	66.3	(15.3)	69.0	(13.8)	62.0	(14.0)	101.4	(18.6)
シカ	32.7	(7.6)	29.8	(6.0)	12.6	(2.8)	41.6	(7.6)
アライグマ	1.7	(0.4)	1.5	(0.3)	4.1	(0.9)	2.8	(0.5)
その他獣類	5.8	(1.3)	9.7	(2.0)	9.7	(2.2)	31.3	(5.8)
獣類計	229.2	(53.0)	310.3	(62.1)	247.9	(56.0)	388.3	(71.4)
カラス	142.8	(33.0)	107.1	(21.4)	98.7	(22.3)	67.6	(12.4)
スズメ	56.2	(13.0)	65.4	(13.1)	78.9	(17.8)	70.5	(13.0)
ムクドリ	0.2	(0.1)	0.3	(0.1)	10.4	(2.3)	11.3	(2.1)
ヒヨドリ	1.6	(0.4)	14.5	(2.9)	5.3	(1.2)	5.1	(0.9)
その他鳥類	2.4	(0.6)	1.8	(0.4)	1.8	(0.4)	1.1	(0.2)
鳥類計	203.2	(47.0)	189.0	(37.9)	195.0	(44.0)	155.6	(28.6)
合計	432.4	(100.0)	499.3	(100.0)	442.9	(100.0)	543.9	(100.0)

(県農業経営課資料から作表)

表4 鳥獣別農作物被害額の推移 (金額単位：百万円 割合：%)

鳥獣	2002		2003		2004		2005		2006	
	金額	(割合)	金額	(割合)	金額	(割合)	金額	(割合)	金額	(割合)
イノシシ	159	(32.1)	92	(32.9)	114	(41.9)	126	(46.2)	72	(35.0)
サル	25	(5.0)	28	(10.0)	28	(10.3)	33	(12.1)	38	(18.4)
シカ	4	(0.8)	6	(2.1)	2	(0.7)	2	(0.7)	3	(1.5)
アライグマ	—	—	—	—	1	(0.4)	1	(0.4)	3	(1.5)
その他獣類	19	(3.8)	3	(1.1)	2	(0.7)	12	(4.4)	2	(1.0)
獣類計	207	(41.7)	129	(46.1)	147	(54.0)	174	(63.7)	118	(57.3)
カラス	178	(35.9)	100	(35.7)	84	(30.9)	66	(24.2)	60	(29.1)
スズメ	18	(3.6)	15	(5.4)	18	(6.6)	18	(6.6)	14	(6.8)
ムクドリ	22	(4.4)	10	(3.6)	7	(2.6)	9	(3.3)	11	(5.3)
ヒヨドリ	20	(4.0)	11	(3.9)	12	(4.4)	3	(1.1)	1	(0.5)
その他鳥類	51	(10.3)	15	(5.4)	4	(1.5)	3	(1.1)	2	(1.0)
鳥類計	289	(58.3)	151	(53.9)	125	(46.0)	99	(36.3)	88	(42.7)
合計	496	(100.0)	280	(100.0)	272	(100.0)	273	(100.0)	206	(100.0)

鳥獣	2007		2008		2009		2010	
	金額	(割合)	金額	(割合)	金額	(割合)	金額	(割合)
イノシシ	70	(44.3)	79	(47.0)	57	(37.3)	145	(50.3)
サル	29	(18.4)	26	(15.5)	27	(17.6)	39	(13.5)
シカ	3	(1.9)	2	(1.2)	2	(1.3)	7	(2.4)
アライグマ	5	(3.2)	5	(3.0)	7	(4.6)	15	(5.2)
その他獣類	8	(5.1)	8	(4.8)	8	(5.2)	10	(3.5)
獣類計	115	(72.8)	120	(71.4)	101	(66.0)	216	(75.0)
カラス	34	(21.5)	29	(17.3)	32	(20.9)	46	(16.0)
スズメ	6	(3.8)	7	(4.2)	6	(3.9)	7	(2.4)
ムクドリ	0	(0.0)	1	(0.6)	12	(7.8)	14	(4.9)
ヒヨドリ	0	(0.0)	10	(6.0)	1	(0.7)	5	(1.7)
その他鳥類	3	(1.9)	1	(0.6)	1	(0.7)	0	(0.0)
鳥類計	43	(27.2)	48	(28.6)	52	(34.0)	72	(25.0)
合計	158	(100.0)	168	(100.0)	153	(100.0)	288	(100.0)

(県農業経営課資料から作表)

表5 イノシシによる農作物被害の推移

年度		1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
水稲	被害面積(ha)	0.3	20	22	50	91	82	142	198	218	244
	被害額(万円)					3,113	3,604	5,023	5,046	4,582	4,589
野菜類	被害面積(ha)	0	22	16	18	28	29	186	74	51	49
	被害額(万円)					586	1,339	1,359	6,086	3,301	4,351
果樹類	被害面積(ha)	0.7	1	2	20	6	25	11	37	44	40
	被害額(万円)					378	1,026	373	4,729	1,332	2,423
合計	被害面積(ha)	1	43	40	88	125	136	339	309	313	333
	被害額(万円)				3,227	4,077	5,969	6,755	15,861	9,215	11,363

年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010
水稲	被害面積(ha)	434	218	80	127	92	162
	被害額(万円)	5,891	4,120	3,663	4,693	3,053	7,042
野菜類	被害面積(ha)	19	11	14	5	3	8
	被害額(万円)	4,900	1,539	2,140	819	386	1,438
果樹類	被害面積(ha)	38	35	29	68	64	41
	被害額(万円)	1,793	1,545	1,244	2,433	2,278	6,031
合計	被害面積(ha)	491	264	123	200	159	211
	被害額(万円)	12,584	7,204	7,047	7,945	5,717	14,511

(県農業経営課資料から作表)

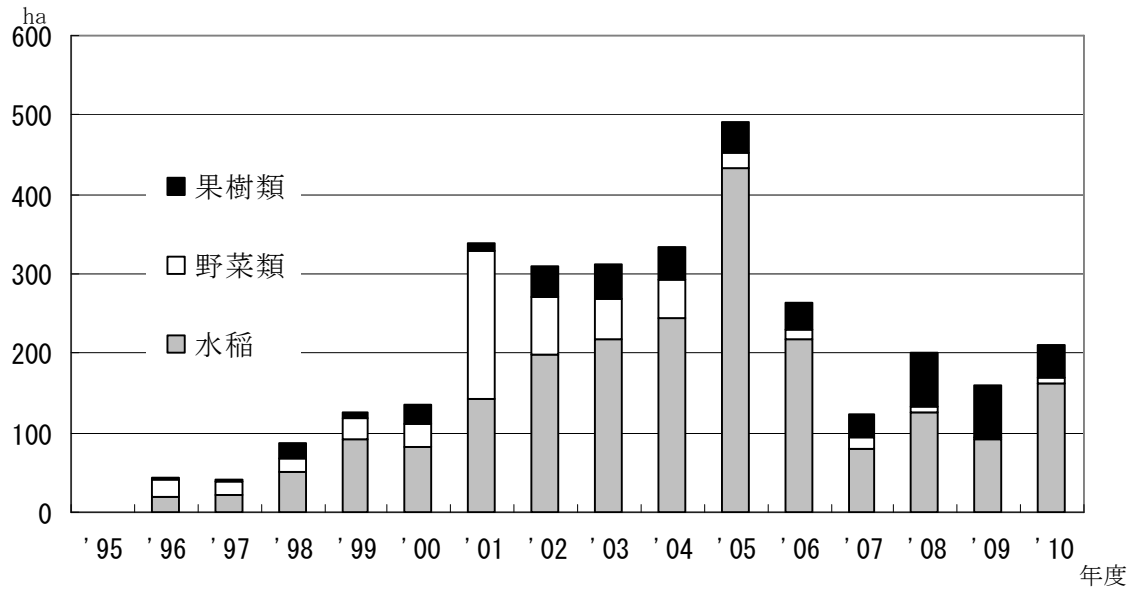


図7 イノシシによる農作物被害面積の推移  
(県農業経営課資料から作図)

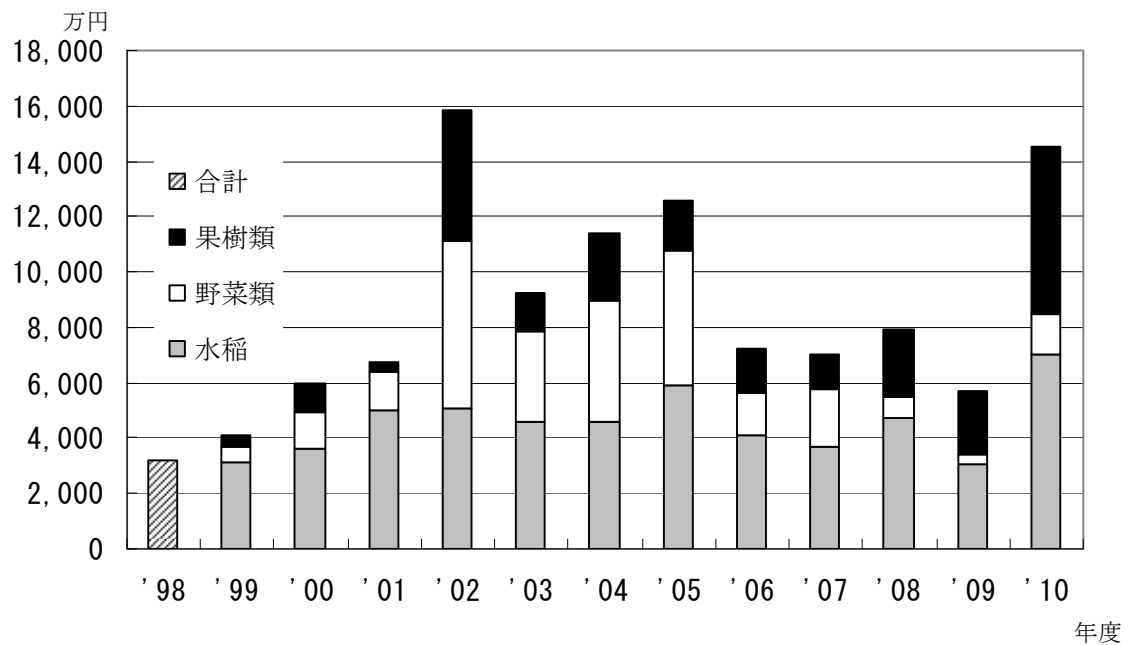
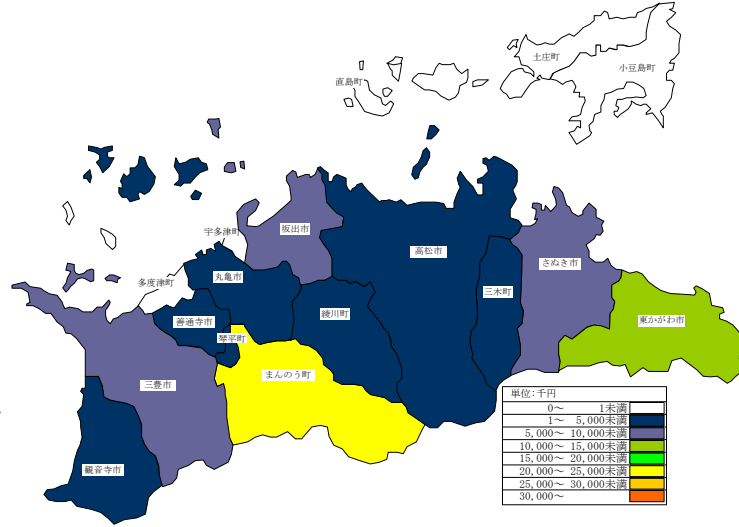


図8 イノシシによる農作物被害額の推移  
(県農業経営課資料から作図)

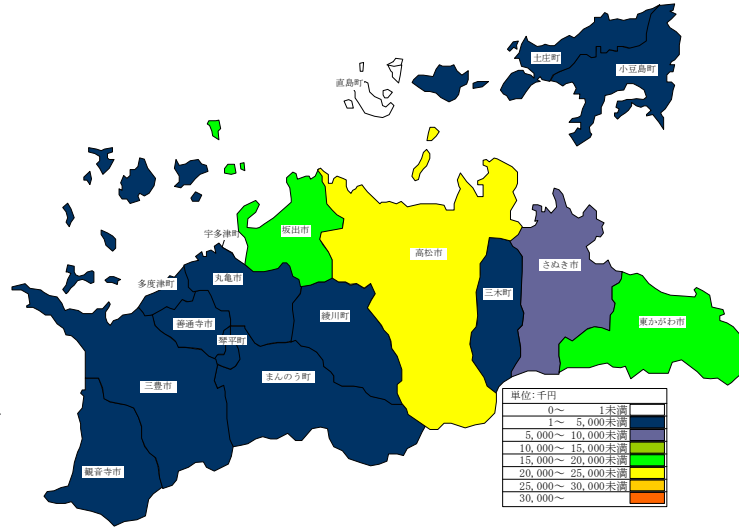
市町名	(千円)
高松市	1,190
丸亀市	780
坂出市	5,458
琴通寺市	980
観音寺市	2,108
さぬき市	9,530
東かがわ市	14,340
三豊市	8,100
土庄町	0
小豆島町	0
三木町	3,030
直島町	0
宇多津町	0
綾川町	3,073
琴平町	568
多度津町	0
まんのう町	22,880

2006年度市町別イノシシ被害金額



市町名	(千円)
高松市	22,265
丸亀市	1,219
坂出市	61,292
琴通寺市	2,628
観音寺市	602
さぬき市	12,597
東かがわ市	13,421
三豊市	3,961
土庄町	1,500
小豆島町	45
三木町	14,188
直島町	0
宇多津町	0
綾川町	8,326
琴平町	0
多度津町	0
まんのう町	2,564

2008年度市町別イノシシ被害金額



市町名	(千円)
高松市	1,219
丸亀市	1,219
坂出市	61,292
琴通寺市	2,628
観音寺市	602
さぬき市	12,597
東かがわ市	13,421
三豊市	3,961
土庄町	1,500
小豆島町	45
三木町	14,188
直島町	0
宇多津町	0
綾川町	8,326
琴平町	0
多度津町	0
まんのう町	2,564

2010年度市町別イノシシ被害金額

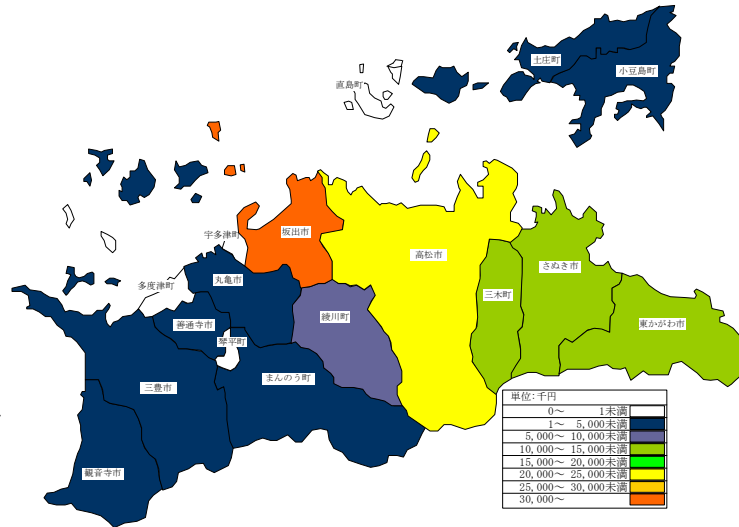


図9 イノシシによる市町別農作物被害額の推移  
(県農業経営課資料から作図)

## ② 被害対策の現状

被害対策については、地元猟友会員等による狩猟や有害捕獲に加えて、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の設置等が行われている。(図 10 ア)

侵入防止柵の設置は、鳥獣被害防止総合対策交付金、中山間地域等直接支払交付金並びに県、市町、農業団体の助成等により設置されているが、イノシシの生態・習性についての知識不足からか、適切な設置ができていない事例や、設置後の維持管理が行われていないことなど、本来の侵入防止効果が十分発揮できていない事例も見受けられる。(図 10 イ)

また、一部集落ではイノシシとの棲み分けを図るための緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の設置も行われている。(図 10 ウ)

今後とも、イノシシの生態・習性を踏まえた侵入防止柵等の設置や維持管理の適切な実施、集落や地域ぐるみでの取組みを推進する必要がある。(図 10 エ)



ア 電気柵とワイヤーメッシュ柵で守られた麦畑



イ 柵の外がコンクリートのためアースが不十分で通電性に欠ける電気柵



ウ 緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）



エ 集落ぐるみで設置する侵入防止柵

図 10 被害対策の例

## 6 前管理計画に基づく対策の状況

### (1) 狩猟期間の延長

通常の狩猟期間は11月15日から2月15日までであるが、2005年度から、イノシシに限り狩猟期間を3月15日まで1カ月間延長している。2010年度までの6年間におけるこの期間の平均狩猟数は約400頭であり、これは、延長後の狩猟期間に捕獲された頭数の約15パーセントを占めている。(表6)

また、2011年度に狩猟免許を更新した者を対象にアンケート調査を実施したところ、154名から回答があり、狩猟期間の延長を継続してほしいという意見が約90パーセントであった。

表6 イノシシの狩猟数の推移 (単位：頭)

年度	2005		2006		2007		2008		2009		2010	
		内2/16 ~3/15		内2/16 ~3/15		内2/16 ~3/15		内2/16 ~3/15		内2/16 ~3/15		内2/16 ~3/15
網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わな	1,948	266	1,919	249	2,078	290	2,220	386	2,541	395	3,057	436
1種	316	51	324	58	375	61	341	56	339	63	538	102
2種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2
計	2,264	317	2,243	307	2,453	351	2,561	442	2,880	458	3,600	540
割合	14.0%		13.7%		14.3%		17.3%		15.9%		15.0%	

### (2) 休猟区における特例制度の活用

2007年度から、小豆島を除く休猟区においては、イノシシに限り狩猟を認めている。

上記アンケート調査においては、イノシシを多く捕獲できるため、特例制度を継続してほしいという意見が約86パーセントであった。

### (3) 猟法の禁止の一部解除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、2007年度から、クマ類の錯誤捕獲を防止する目的で、くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものを禁止しているが、本県においては、クマ類の錯誤捕獲の可能性がないことから、イノシシ捕獲用の足くくりわなに限り、効果的な捕獲のため、この使用禁止を解除している。

上記アンケート調査においては、使用禁止の解除を継続してほしいという意見が約90パーセントであった。

### (4) 狩猟免許取得の推進

狩猟者の減少、高齢化が進んでいることから、新たな捕獲の担い手の増加を図るため、狩猟免許試験の休日実施や回数を増やすとともに、県広報誌等を利用して周知に努めた。(試験の実施回数：2009年度まで年2回又は3回、2010年度年4回、2011年度年5回)

特に2010年度には、被害農家自らも有害捕獲に取り組めるよう、わな猟免許に限定した試験を農閑期に追加実施した結果、新規取得者が300人を超えた。(図11)



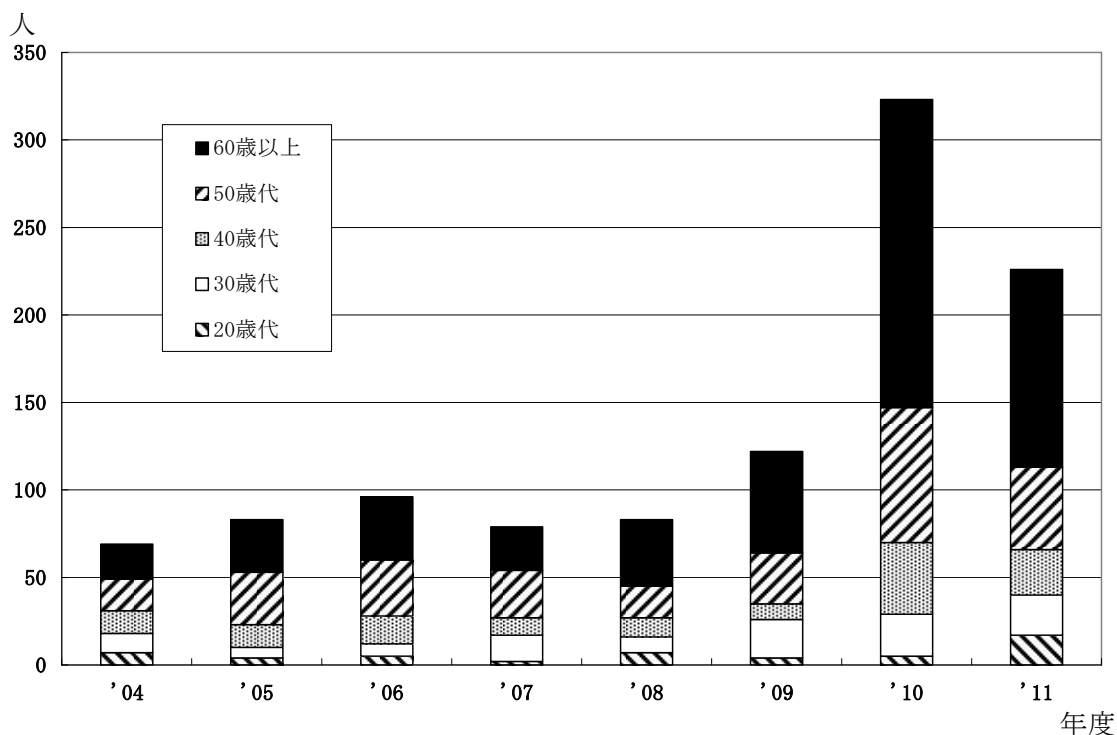


図 11 新規免許合格者数の推移  
(鳥獣関係統計から作図)

## 7 適正管理の目標

狩猟による捕獲と加害個体（農地に接近し、農作物に被害を与える個体）を重点的な対象とした有害捕獲により、イノシシの個体数調整を積極的に推進する。

また、捕獲に加えて、効果的な被害対策の推進により、イノシシによる農作物被害額の削減及び被害が恒常的に発生する集落数の削減を図る。

さらに、里地や市街地に出没するイノシシの対策として、周辺の山林等での集中的な捕獲と侵入しにくい環境づくりを推進する。

参考「県農業・農村基本計画（平成 23 年度～27 年度）」での指標設定

指標	現状値	目標値	目標値の設定根拠
鳥獣による農作物の被害金額	153 百万円 (21 年度)	75 百万円	年間約 10%の削減を目指して、今後、被害金額 75 百万円をめざす。
鳥獣被害が恒常的に発生する集落数	420 集落 (21 年度)	200 集落	被害が恒常的に発生する集落を、年間約 10%削減し、200 集落をめざす。

## 8 目標を達成するための対策

### (1) 基本的な考え方

イノシシ個体群は、自然環境下において農作物被害を及ぼさない程度で安定した状態で維持することが重要であるが、現状では、中山間地域における高齢化や耕作放棄地の増加、人の生活習慣の変化、狩猟者の減少等により、人間活動の場とイノシシの生息域が重なり合ったため、人とイノシシとの間に軋轢が生じている。

本計画では、このような軋轢を軽減させるために、イノシシの捕獲と被害対策を積極的に推進していくこととする。さらに、捕獲数及び被害状況を的確に把握するとともに、各施策の点検・評価を行い、その結果を本計画に反映（フィードバック）させることとする。（図 12）

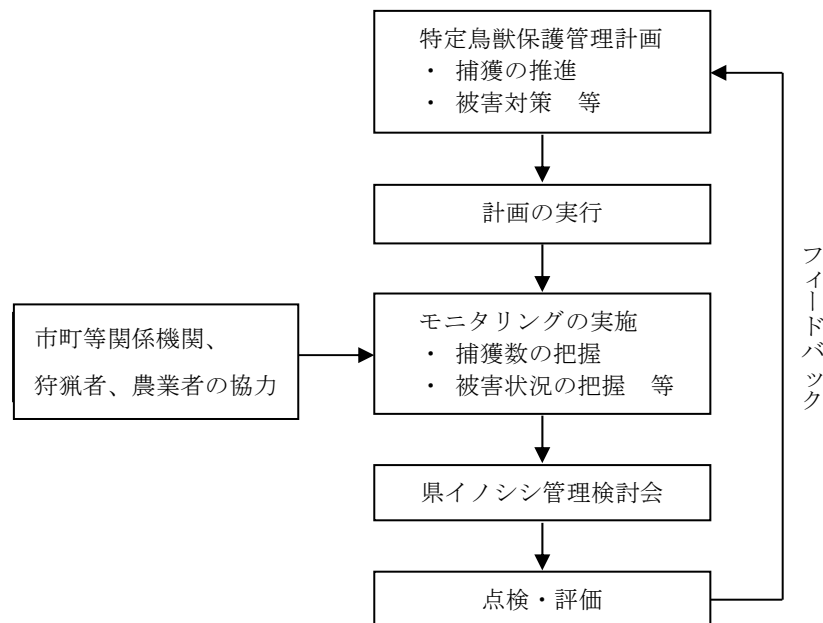


図 12 イノシシ保護管理フロー

### (2) 捕獲の推進

#### ① 考え方

イノシシについては、近年、相当数が捕獲されているものの、農作物被害額が依然として高い水準にあることから、当面は捕獲を推進する必要がある。

このため、本計画期間中においては、狩猟期間を延長すること等によりイノシシに対する捕獲圧を高めるとともに、加害個体を捕獲するなど被害状況に応じた効果的な有害捕獲を行うことによって、農作物被害の低減に努めることとする。

なお、イノシシに関しては、現在のところ生息数を推定する実用的な方法が存在しないことから、目標個体数は設定しない。

## ② 方法

### 1) 狩猟制限の緩和

#### ア) 狩猟期間の延長

イノシシに対する捕獲圧を高めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）第14条第2項の規定に基づき、引き続き狩猟期間を1か月間延長し、11月15日から3月15日までとする。

#### イ) 休猟区における特例制度の活用

イノシシに対する捕獲圧を高めるため、鳥獣保護法第14条第1項の規定に基づき、農作物被害等の状況に応じて休猟区においてもイノシシに限り狩猟を行うことができる特例制度を引き続き活用し、捕獲を推進する。

#### ウ) 猟法の禁止の一部解除

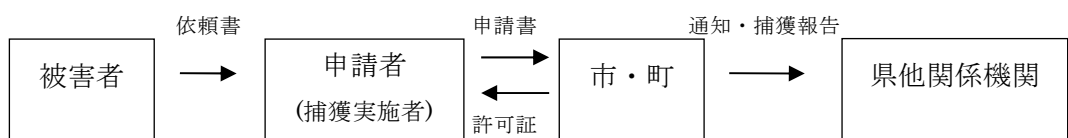
イノシシに対する捕獲圧を高めるため、鳥獣保護法第14条第3項の規定に基づき、引き続き輪の直径が12cmを超える足くくりわなの使用禁止を解除する。

### 2) 有害捕獲の実施

農作物被害の低減には、特に、加害イノシシを捕獲することが重要であることから、農地・集落とその周辺に侵入するイノシシを有害鳥獣捕獲により積極的に捕獲する。

なお、有害鳥獣の捕獲許可については、迅速に対応できるよう、平成12年4月からその許可権限を市町長に委譲している。

#### 有害鳥獣捕獲の手続き



### 3) 狩猟者の確保と捕獲技術の向上

狩猟者の減少、高齢化が進んでいることから、引き続き狩猟免許試験実施（特にわな猟免許）の周知に努めるとともに、試験の休日実施や回数を増やすなど新たな担い手の確保を図る。

また、捕獲が効果的に行われるよう、狩猟初心者に対して、イノシシの生態・習性に関する知識や捕獲技術向上のための講習会を開催する。



#### はこわな猟の注意事項

- ・ はこわなには、うまく行けば、一度に複数頭（親子）捕獲できるという強みがある。
- ・ イノシシは、まず、子が先に入り、安全を確認した親が後から入るという習性をもっている。
- ・ このため、子のみが入った段階で入り口を閉めた場合、子は捕獲が出来るが、親の捕獲ができないどころか、かえって、はこわなについての学習推進と、子を失うことによる再出産化（いわゆる”秋子”の誕生）を招いてしまうことにつながってしまう。
- ・ よって、被害逡減を目的とした捕獲を行うには、すぐには入り口を閉めることなく、親子で入るようになるまで、根気よく誘引を続ける必要がある。

### (3) 生息地の整備及び管理

農業生産活動の衰退等によって、耕作放棄地や手入れが十分に行われない農地や竹林が増加しており、これらがイノシシにとって良好な隠れ場所、餌の供給源（餌付け）として好適地となり、農作物の味を覚えるなど、人里（集落やその周辺）に定着する原因の一つとなっていると考えられる。

人の行動の変化がイノシシの行動を変えたことを理解したうえで、餌付け防止等イノシシを集落から排除する環境づくりを行うとともに、集落附近の藪や里山において、緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）を設置、見通しを確保したうえで、集落附近に近づかせないなど、集落とイノシシの生息地との棲み分けを図ることが重要である。

### (4) 被害対策

被害対策に当たって、関係者が被害の発生と対処方法について正しい理解のもとに、主体的に対策に取り組み、獣害に強い集落づくりを行うことが重要である。

#### ① 集落環境の点検

イノシシの生態・習性の理解とともに、収穫残さの放置等が知らず知らずのうちに餌付けにつながっている実態など集落内におけるイノシシの誘引要因や被害発生・助長要因について、集落や地域ぐるみで点検し改善につなげていく集落環境点検を行うことで、集落みんなで行うという合意形成を推進する。



### 集落にある餌は2種類

- ①イノシシが食べれば、被害だと人が怒る餌
- ②イノシシがいくら食べても人が怒らない餌



### 水稲では

- ①稲刈り前の穂を食べること→被害
- ②稲刈り後の落ち穂や2番穂を自由に食べさせること→餌付け



稲穂を守るだけではなく、落ち穂や2番穂も野生獣にとっては餌となるので、これらを放置しないことが重要であることを理解する。

水稲の2番穂（ひこばえ）もイノシシの餌となる。

### \*集落環境点検

イノシシにとって餌場としての価値が低くなるように改善することが大事で、このため、集落内にある誘引要因や被害発生・助長要因を集落みんなで点検し、改善につなげていこうとするもの。

- 例 ○ 水稲収穫後に耕うんせずに、冬まで放置することは、落穂や2番穂を餌としてイノシシに供給することになる。 → 水稲収穫後、速やかに耕うんする。
- 不在地主の畑の果樹、放置されたタケノコや家庭果樹も、イノシシの餌となる。 → 果樹の除去又は収穫
- 侵入防止柵の周りにある耕作放棄地や雑木林は、イノシシの侵入逃走経路となる。 → 草刈等を行い、見通しを確保する。



集落内の環境をみんなで点検し、場合によってはこれらを除去することも必要である。

## ② 侵入防止柵の設置等

農作物被害の低減のためには、イノシシの農地への侵入を物理的に防ぐことも重要であることから、イノシシの生態・習性を踏まえた侵入防止柵の設置とともに、維持管理体制を整備し、効果的・持続的な侵入防止対策が重要である。

侵入防止柵には、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵等があるが、それぞれの長所と短所を理解し、守るべき作物の種類やほ場の立地条件等を考慮のうえ導入する種類を決めるとともに、その設置方法や設置後の管理を適切に行うことが重要である。

これらについては、個々の農地単位での設置の場合、近隣の未設置農地への侵入誘発の可能性もあり、集落全体としての被害の低減にはつながらないことから、集落や地域ぐるみでの取組みを推進する。(図 13、表 7)



(非農家も含め全員参加で集落環境の改善)



(見晴らしの良いほ場と侵入防止柵)



(シート柵で守られたブロッコリー畑)



(緩衝帯 (再掲))

図 13 侵入防止対策

表7 侵入防止柵に対するイノシシの行動と設置のしかた

柵の種類	イノシシの行動	設置のしかた
向こうが見える柵		
ネット柵	○飛び越えるより、潜り抜けようとする。 ○柵を押ししたり、噛んだりする。	○ネットの裾を 50cm 以上畦畔に垂らし、イノシシの柵への接近や潜り込みを防ぐ。
ワイヤーメッシュ柵	○飛び越えるより、地際の隙間から潜り抜けようとする。 ○隙間を見つけ、噛みついて柵を壊そうとする。	○地際に隙間がないよう、設置時にしっかりと踏み込んでおく。 ○ワイヤーメッシュの継ぎ目は重ね合わせ、隙間がないようにしておく。
電気柵	○飛び越えるより、潜り抜けようとする。 ○イノシシの鼻鏡（鼻の先端部）が電牧線に触れた場合には感電するが、頭部や背中などの毛足が長い部分は感電せず、容易に侵入する。	○電牧線は、地上から 20cm 間隔の 3 段張りを基本とする。 ○果樹園など起伏の多い場所では支柱を多めに配置するなど、地形に合わせて設置する。 ○アスファルト（又はコンクリート）舗装されている農道沿いに設置する場合は、舗装部分から 50cm 以上離し、イノシシの足が土の上に乗るよう通電部分を確保する。 ○トタン柵など柵の内側に目隠し効果のある柵を併用すると、イノシシの動きが止まり侵入防止効果が高まる。
向こうが見えない柵		
シート柵、トタン柵	○強い警戒心を持ち、探査行動は慎重に行われる。 ○押ししたり引いたりせず、ルーティング(*)と目で確認しようとする。	○柵の高さは 80~90cm 以上とする。 ○柵の接続部と地面との間に隙間がないように設置する。

注) \*鼻でしゃくり上げながら行うイノシシの探査行動

#### (5) 指導者の養成

上記の(3)生息地の整備及び管理と(4)被害対策を円滑かつ効果的に行うためには、イノシシを排除する環境づくり、緩衝帯や侵入防止策の設置等についての具体的な手法を学習する必要があることから、被害農家等に対して、適切な指導・助言を行うことができる指導者を養成する。

#### (6) 市街地における対策

##### ① 出没时间の対応

イノシシが住宅地等に出没し、人身被害等の発生又はそのおそれが生じた場合に適切に対応するため、県では、県や市町等の連絡体制を整備し、被害の発生及び拡大を防止することを目的とした「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」を平成 23 年 5 月に策定している。現在、このマニュアルに基づき市町とも連携を図りながら、事例の収集、分析、情報の共有化を行っており、今後、必要に応じて分析結果等をマニュアルに反映させていくなど、より実効性のあるマニュアルとする。(図 14)

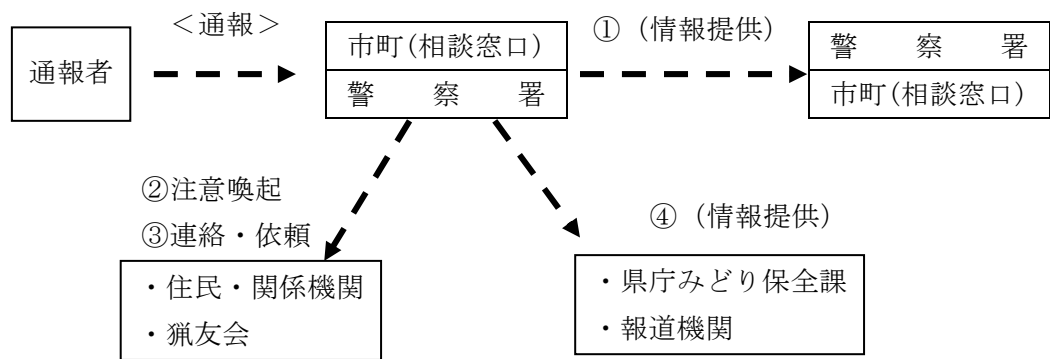


図 14 人身被害が発生又はそのおそれが生じた場合の連絡体制

## ② 捕獲の実施及び侵入させない環境づくり

### 1) 捕獲の実施

市街地への出没事例が特に多い地域においては、その周辺の山林等生息域での捕獲を実施し、危険性の高い個体を排除する。

### 2) 誘引の原因となる茂み等の除去

イノシシの生息域と市街地との間にある茂みやヤブ等は、侵入ルートとなる可能性が高いので、住民参加による学習会や環境診断を行い合意形成を図りながら、それらの除去により緩衝帯を整備するなど、侵入されにくい環境を創出する。

## 9 その他適正管理のために必要な事項

### (1) モニタリング等の調査研究

科学的な生息数推定の方法が確立していないイノシシについては、捕獲及び被害状況を把握することが最も重要である。また、計画の進行状況を評価・点検するためには、これらのデータを毎年収集するとともに、状況の変化に即時に対応していく必要がある。

#### ○ 毎年度行う調査（狩猟者や市町からの報告に基づいて実施）

- ・ 捕獲数、捕獲場所
- ・ CPUE（努力量当たりの捕獲数＝捕獲数／わな数×設置期間）の状況
- ・ 農作物被害状況
- ・ 被害対策の実施状況

#### ○ 必要に応じて行う調査

- ・ 捕獲個体分析（専門機関に委託して実施）

### (2) イノシシ対策の啓発

イノシシ対策は、被害農家のみならず、地域の住民全体で取り組むことが必要であることから、県と市町は、各種広報媒体により、知らず知らずのうちに餌付けと



なる行為や生ゴミの放置など、イノシシの出没要因につながる行為を行わないことや、出会ったときの対応などを周知する。



#### 注意喚起の例

草むら、やぶ等のイノシシの隠れ家の存在や、生ゴミの放置、放任果樹などによる餌付け行為は、イノシシ出没の原因となります。被害を未然に防ぐため、これらの撤去や集落全体での草刈など、環境管理にご協力をお願いします。

また、犬を連れているときは危険です。イノシシは、犬と飼い主を敵と判断し、攻撃してくる可能性があります。犬の散歩をするときは、十分に注意してください。

#### イノシシに出会ったときの三原則

- 何もせずに放っておきましょう。(イノシシは臆病なので、ほとんどの場合はそのまま逃げていきます。)
- ゆっくりと後退し、静かにその場を立ち去りましょう。
- 決して威嚇したり、追い払おうとしないでください。

### (3) イノシシの有効利用

捕獲したイノシシの有効利用を推進するため、イノシシ肉の処理加工施設の整備等を支援するとともに、イノシシ料理のレシピ作成に取り組み、地域資源としての有効活用を図る。

### (4) 関係者の協力等

イノシシを適正に管理するためには、地域住民をはじめとした関係者（市町、関係団体）の理解と協力が不可欠であり、また、隣接する徳島県や愛媛県とも連携を図る必要がある。このため、イノシシの状況や狩猟制度等の最新の情報を、関係者等に適宜提供するよう努める。（図 15）

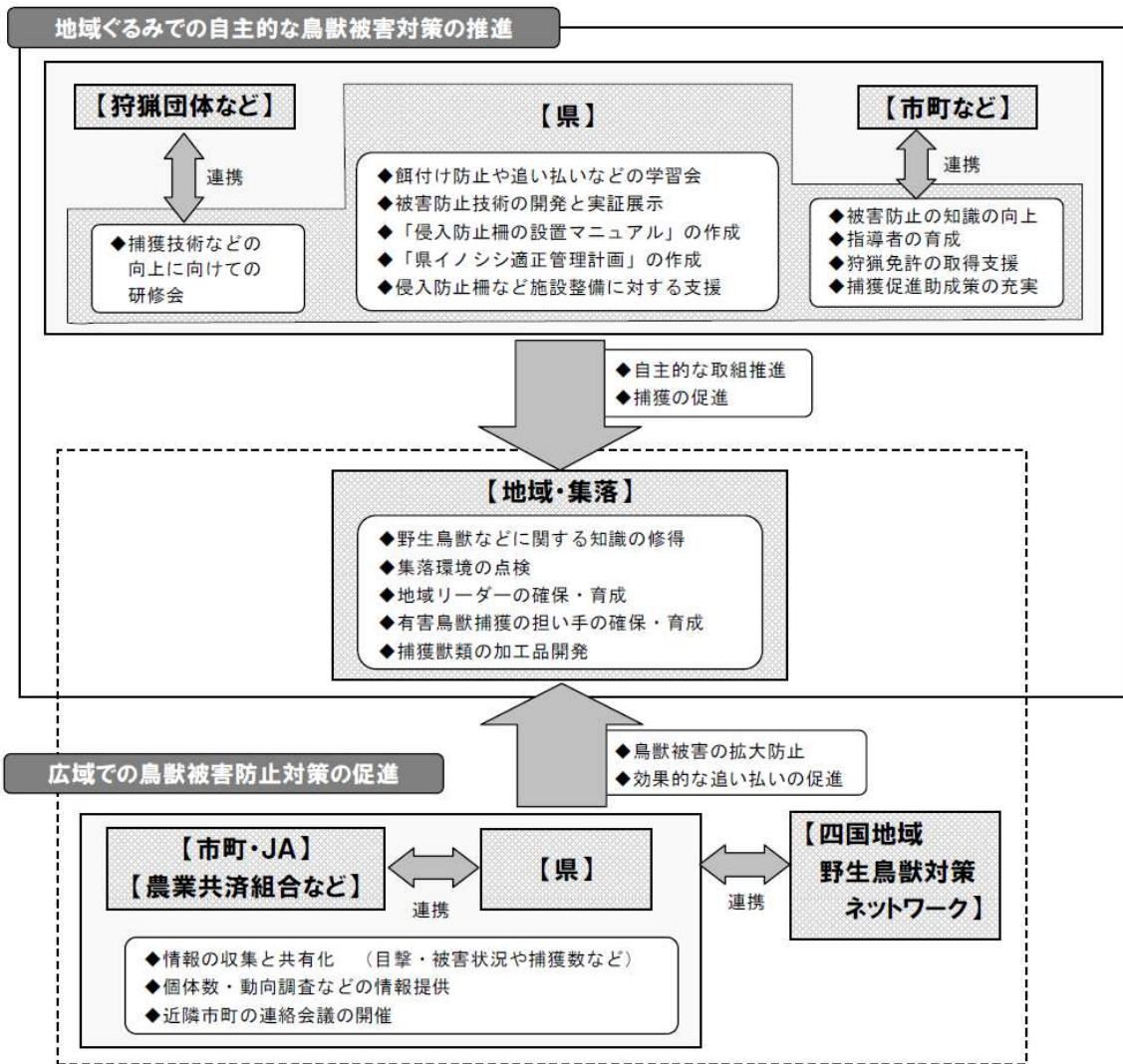


図 15 関係者の協力のイメージ（県農業・農村基本計画から）

# 資料編

## 1 生息状況の変化

環境省の全国分布調査による1977年と2003年のイノシシ分布を示したものによると、1977年と比べるとイノシシの分布域は、宮城県南部、長野から群馬、栃木の両県にかけての地域、北陸の石川、富山両県、四国の香川県と沿岸地域、九州北部など、従来の分布域周辺へ大きく拡大している。また半島部では、房総半島、国東半島、島原半島へ侵入している。さらに島嶼では、対馬、五島列島、天草諸島、および瀬戸内海のいくつかの島へ侵入が認められる。北海道ではイノブタ起源とされる分布地が生じた。分布メッシュ数（5kmメッシュ数）では、1978年の5,188から2003年には6,693へ、29%増加した。分布拡大は、分布可能な環境でありながらこれまで空白であった地域の他、積雪条件から生息が制限されると考えられていた北陸地方や長野県北部・新潟県、福島県会津地方などでも進んでいる。（図16）

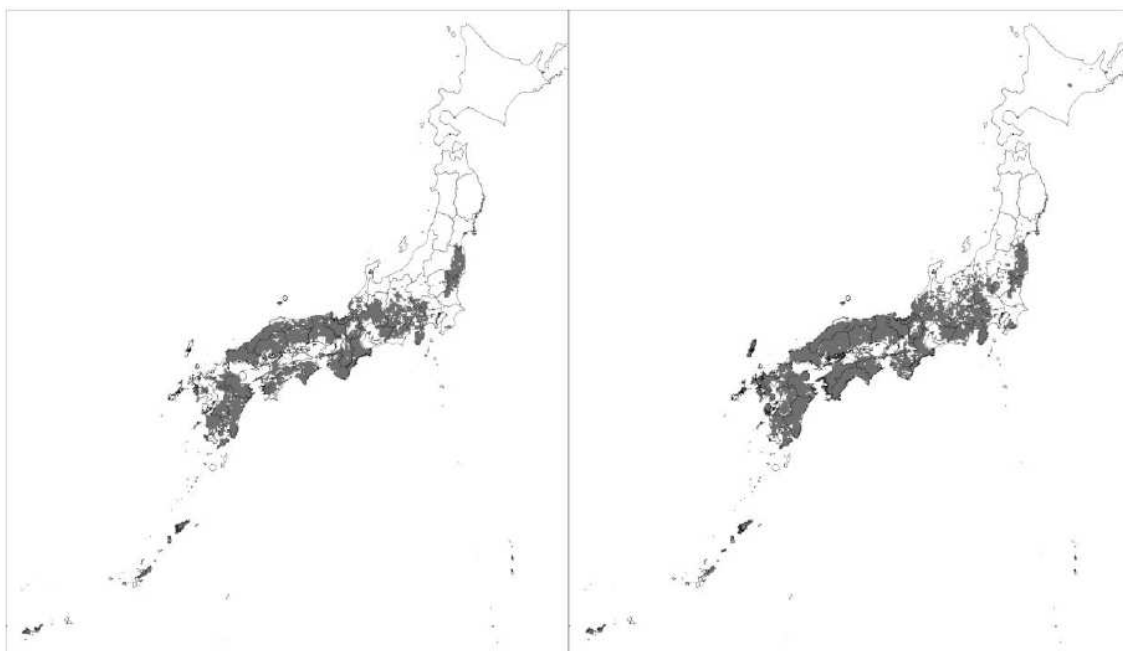


図16 1978年と2003年のイノシシの分布（環境省の資料から）

このような分布拡大の要因として、以下の点が考えられる。

一つは、温暖化による積雪量あるいは積雪期間の減少である。1978年のイノシシの分布限界ラインは、積雪深30cm以上の期間が70日の線とかなり一致していた（常田ら、1981）。しかし現在は北陸地方や新潟、福島県の会津地方へ侵入しており、その大きな要因として積雪量の減少が働いているのではないかと考えられている。

二つめは、中山間地域社会の衰退である。中山間地域における人口の減少と高齢化及び生活スタイルの変化に伴って人の活動が低下し、耕作放棄地の増加や山林原野の利用放棄が進んだ。その結果竹林やススキ・ササ・クズなどに覆われた耕作放棄地、林床植生の豊かな広葉樹二次林やマツ林などが著しく増加した。これらの環境は、餌、隠れ場所、水などを提供するイノシシの生息適地であり、イノシシの増加を支え、分布拡大を助長したものと考えられる。

三番目は、放獣や飼育個体の逃亡など、人為的な原因による分布拡大、あるいは新たな分布域の形成である。他の分布域から完全に隔離されており1978年時点では生息が認められなかった北海道、房総半島、対馬、五島列島への侵入の理由は、人為的要因以

外に考えられない。実際北海道はイノブタ飼育場からの逃亡が起源であることがほぼ確認されており、五島列島、対馬についても飼育施設があったことから、その可能性が強いと考えられている。わが国では、1980年代に、食肉生産を目的としたイノシシ飼育が各地で行なわれるようになった。それは、レジャーブームやグルメ志向などの中で、イノシシ肉が一般の人気を呼んだためである（高橋、1995）。しかし、飼育技術が確立されておらず、さらに需要が不安定でかつ販路が限定されるなどの流通の問題もあることから、飼育を縮小したり放棄する場合や、飼育が不行き届きになるケースがしばしばあったものと思われる。これはイノブタについても同様である。一方、房総半島と群馬、栃木県境地帯の場合は、狩猟資源育成を目的に放獣された疑いがもたれている。

## 2 行動圏

2001年度に本県で実施したラジオテレメトリー調査、また、2003年度に四国4県合同で実施したGPSテレメトリー調査によると、イノシシの行動圏及び活動時間帯について次のことが明らかになっている。（表9、図17）

- ラジオテレメトリー調査結果から、
  - ・ オスの行動圏は、メスよりも広い。
  - ・ 春から初夏にかけて長距離を移動し、秋ごろにはある程度の範囲に定着する。
- GPSテレメトリー調査結果から、
  - ・ 基本的には毎日大きく移動しない。
  - ・ 昼間よりも夜間の移動が活発である。
  - ・ 数日ごとに利用する場所を変える。
  - ・ 昼間はスギ植林地内で過ごし、夜間に果樹園に出没する。

表9 テレメトリー調査の実施状況例

実施年度	捕獲場所	性別	成幼獣	追跡期間(日)	全行動面積(ha)
2001	大野原町	メス	成獣	148	25.9
2001	綾歌町	メス	成獣	231	106.8
2001	綾歌町	オス	成獣	190	623.1
2001	大野原町	オス	幼獣	361	119.3
2001	大野原町	メス	幼獣	355	128.4
2001	大野原町	メス	幼獣	355	48.6
2001	大野原町	メス	幼獣	355	54.8

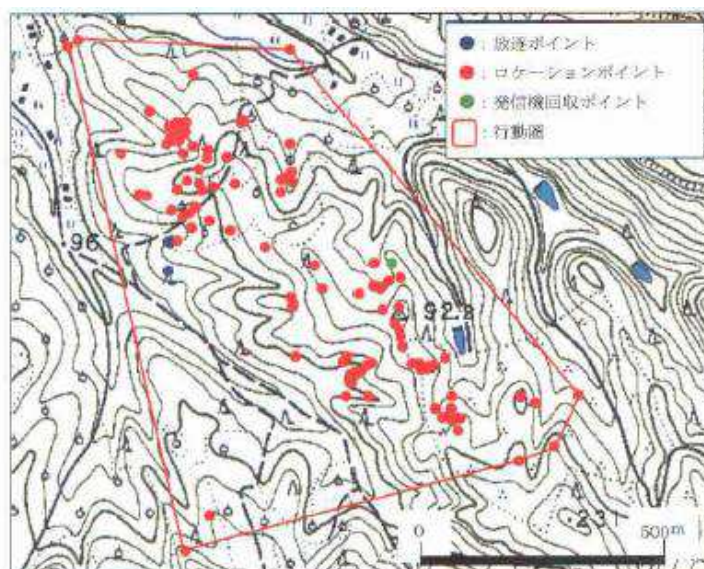


図17 GPS発信機を付けたイノシシの行動圏（2004/2/15～2004/3/1）

### 3 齢査定

2000、2001 年度に捕獲された 147 頭の年齢構成をみると、オス、メスともに最高齢は 5 歳であった。0 才の個体は 38 頭 (25.9%) であり、1 才の個体は 63 頭 (42.9%) で、最も高い割合を示した。(図 18)

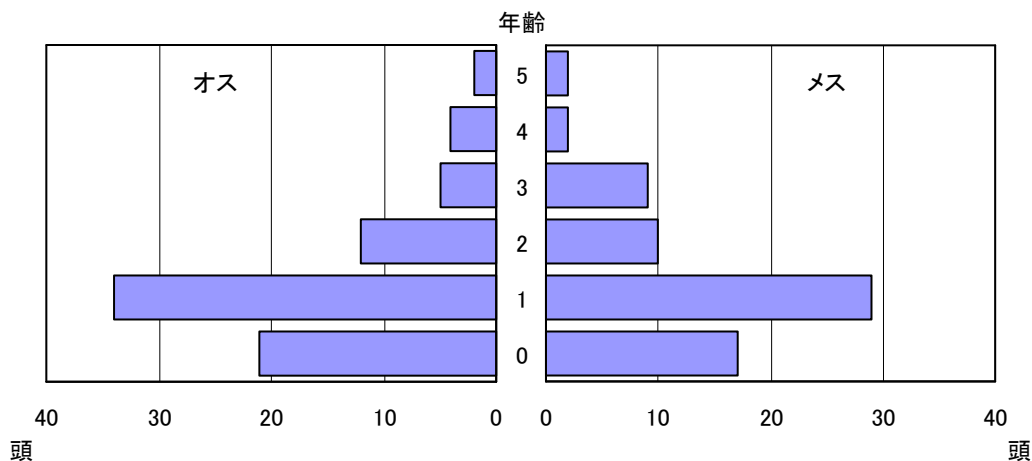


図 18 捕獲個体の年齢構成 (2000、2001 年)

### 4 妊娠率

2000、2001 年度に捕獲された個体のうち、性成熟に達していない 0 歳を除いたメス 43 個体について、捕獲された時期を、春 (3~6 月) と秋 (9~12 月) に分けて妊娠率をみると、前者が 80.0% (4 頭/5 頭)、後者が 10.5% (4 頭/38 頭) であった。

イノシシの出産時期は主に春であり、春の出産に失敗した個体が秋に出産するといわれているが、本県においても、春における妊娠率がかかなり高く、秋における妊娠率が低いという結果が得られた。

また、胎児数は、最少で 3 頭、最大で 6 頭、平均では 4.5 頭であった。

### 5 食性分析

2000、2001 年度に捕獲された 100 個体について、捕獲された時期を、春から夏 (3~7 月) と秋から冬 (9~1 月) の 2 つに分けて、胃内容物の分類別占有率及び出現率をみると、次のことが明らかになった。(表 10、表 11)

- ・ 分類別占有率では、堅果類が全体の約 1/4 (26.4%) を占め、次いで繊維質 (14.2%)、単子葉植物 (13.5%)、種子 (12.2%) の順であった。
- ・ 分類別出現率では、堅果類が全体の約 3/4 (74.0%) を占め、次いで単子葉植物 (59.0%)、双子葉植物 (45.0%) の順であった。
- ・ 春から夏にかけては、占有率、出現率ともに繊維質と根・根茎が占める割合が高く、秋から冬にかけては堅果類の占める割合が高かった。

表 10 胃内容物の分類別占有率（単位：％）

	サンプル数 (頭)	動物質	樹皮	繊維質	単子葉 植 物	双子葉 植 物	根・根茎	堅果	果実	種子	その他
3～7月	16	0.4	8.1	28.5	15.7	4.4	15.2	11.4	0.0	10.6	5.8
9～1月	84	7.3	3.4	11.5	13.1	5.8	3.4	29.2	1.2	12.5	11.6
平均	100	6.2	4.2	14.2	13.5	5.6	5.3	26.4	1.0	12.2	10.7

表 11 胃内容物の分類別出現率（単位：％）

	サンプル数 (頭)	動物質	樹皮	繊維質	単子葉 植 物	双子葉 植 物	根・根茎	堅果	果実	種子	その他
3～7月	16	25.0	81.3	81.3	62.5	43.8	56.3	62.5	0.0	31.3	56.3
9～1月	84	44.0	34.5	35.7	58.3	45.2	28.6	76.2	2.4	45.2	42.9
平均	100	41.0	42.0	43.0	59.0	45.0	33.0	74.0	2.0	43.0	45.0

## 6 DNA 分析

四国内で捕獲されたイノシシ個体について、母系遺伝のミトコンドリア DNA (mtDNA) と父系遺伝の核 DNA を用いて分析した結果をみると、四国 4 県のイノシシから 8 種類のミトコンドリア DNA ハプロタイプが検出され、うち本県で捕獲されたイノシシからは 3 種類のハプロタイプが検出された。

国内で初めて検出されたハプロタイプ (J19) は、四国 4 県すべてから検出されているが、特に本県と徳島県の県境周辺で多く検出され、四国に特異的なハプロタイプであると考えられる。(図 19)

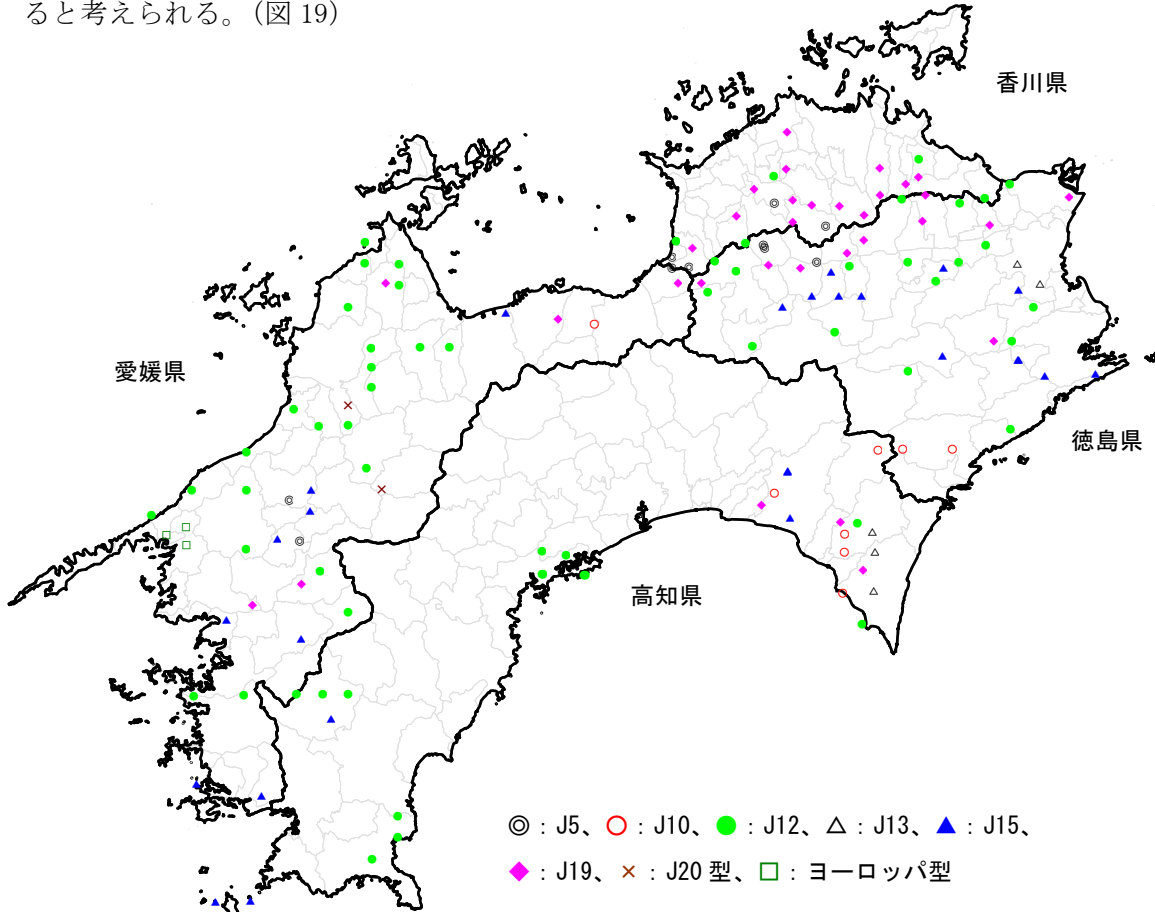


図 19 四国 4 県におけるイノシシの mtDNA ハプロタイプの分布